

# フィットネス・オリエンテーリング実施規程

社団法人日本オリエンテーリング協会

## 第1章 総則

### [目的]

第1条 この基準は、日本における「フィットネス・オリエンテーリング(以下フィットネス・0 という)」の実施について、その方法等に関する標準を社団法人日本オリエンテーリング協会(以下 JOA という)が定めたものである。

### [定義]

第2条 フィットネス・0 とは広く国民の健康・体力づくりの手段とするとともに、多くの人にオリエンテーリングへの機会を提供するために行われるものである。

### [競技形式]

第3条 競技形式は JOA の競技規則に定める形式以外にも初心者に適した方法を採用することができる。

### [参加単位とクラス]

第4条 参加について主催者はその大会の内容などにより、一部もしくは全ての参加単位を個人、あるいは2名を1組とするペア、もしくは数名を1組とするグループ(以下これら個人、ペア、グループなどの参加単位を参加者という)などに指定することができる。また、参加者は原則として、その年齢やオリエンテーリング経験などにより、いくつかのクラスに分類する。

## 第2章 主催者

### [役員]

第5条 主催者は企画、準備、コース設定および当日の運営、コースの巡回等を処理するために十分な役員をおく。

### [公私有地と環境に配慮]

第6条 主催者は公私有地と環境に配慮して大会を運営しなければならない。

### [安全への配慮]

第7条 開催日、開催場所の決定にあたっては、狩猟期間や参加者に危害を加える動物等を考慮し、参加者の安全に十分な配慮をする。

2. 主催者は参加者に対しても、前項について遵守するように周知させる。
3. 主催者は、傷害保険への加入、怪我等に対する応急処置などに対応するのはもちろんであるが、参加者の事故防止について十分な配慮をする。
4. 主催者は、競技に使用する地図に緊急連絡先の電話番号を記入しておく。

### [開催の告知]

第8条 主催者はおそくとも開催日の2ヵ月前までに、少なくとも以下の事項をできるだけ多くの人にわかるよう、なんらかの方法で発表することが望ましい。

1. 開催日および集合時刻
2. 会場(大会センター)
3. 集合場所(大会センターが異なる場合)
4. 競技の形式
5. 参加単位、クラスとコースの距離(目安)
6. 申込先および申込締切日
7. コンパス貸し出しの有無
8. 参加料の有無

9. 申込様式(記入事項等)
10. その他(服装、所持品など)

#### [集合場所]

第 9 条 集合場所は参加者にわかりやすい場所を選定し、そこに受付場所の位置を明示しておかなければならない。

#### [大会センター]

第 10 条 大会開催当日には大会センターを設ける。大会センターは第 8 条にいう[開催の告知]で案内した「集合場所」に設けることが望ましいが、別の場所に設けて、集合場所から誘導してもよい。

大会センターには次のような部署を置くことが望ましい。

1. 受付
2. コントロール・カード記入所
3. 説明所
4. ゴール
5. 救護所を大会センターに設けるとともに、必要と思われる場所に救急用具を配置すること。特にゴールが大会センターと離れている場合にはゴールにも配置すること。
6. 本部やトイレなどの運営・付帯機関

また、運営上必要のある場合にはスタート時刻指定所を設ける。

#### [地図]

第 11 条 使用する地図は原則として 0 マップ(オリエンテーリング競技用地図)とし、その他大縮尺の地図を使用することができる。

#### [スタート地区]

第 12 条 スタート地区には十分な待機場所を設け、スタート地点を明示する。

#### [スタート]

第 13 条 参加者は指定された時刻に、主催者の定めた方法でスタートする。

1. 指定したスタート時刻より遅れてスタート地点に到着した参加者は、できるだけ直ちにスタートさせるが、指定したスタート時刻を所要時間計測の起点時刻とする。
2. 主催者の過失によりスタートが遅れた参加者には、新たにスタート時刻を決める。

#### [競技用地図の配布]

第 14 条 地図は参加する各人に原則として 1 枚、コントロールなどの位置を記入した地図を、スタート時あるいはスタートの一定時間前に配布する。

#### [マスターマップ]

第 15 条 マスターマップを使用することができる。

#### [コントロール位置説明表]

第 16 条 日本オリエンテーリング競技規則(以下 J0A 競技規則という)に基づく「コントロール位置説明表」を競技用地図に添付すること。位置説明は日本語表記とする。

#### [コントロールの設置]

第 17 条 コントロールの設置は、J0A 競技規則 17.「コントロールの設置」に基づき、あるいは準じて行う。

#### [コントロールカードとチェック用器具]

第 18 条 コントロールカードとチェック用器具は、J0A 競技規則 18.「コントロール・カードとパンチ器具」に基づき、あるいは準じるが、クレヨン、シール等を使用することもできる。

#### [トレインとコース]

第 19 条 テレインは競技としてのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

第 20 条 コース設定に際しては、JOA が定めている「コース設定の原則」に準じて行う。

[立入禁止区域および危険区域]

第 21 条 耕作地、果樹園、植林地など参加者が立入ってはならない区域はコースからできる限り外すとともに、立入禁止区域を地図上に参加者に分かりやすいように表示する。また、その地図表示の意味についての注意書きを「説明所」と「スタート地点」に掲示する。可能であれば、地上においても区域の外郭にテープかストリーマーをつける。

危険区域についても同様の措置をとるとともに、可能な限りテープなどをを用いて地上にも表示する。

[ゴール]

第 22 条 ゴール地区にはゴールラインを明示する。

2. ゴールの計時は、構成員全員がゴールラインを越えた時点で行う。

[成績の発表]

第 23 条 主催者は各参加者がゴール後、その成績を何らかの方法で、出来るだけ早く発表する。また、後日全参加者の成績を記した成績表を発表することが望ましい。

[表彰]

第 24 条 適当な方法で入賞者を定め、入賞者には賞状あるいはメダル、バッジ等を授与し表彰することが望ましい。

[付則]

1. この実施基準は、平成 16 年 11 月 30 日から施行する。

2. 日本オリエンテーリング委員会が定めた「徒歩オリエンテーリング実施基準」は本実施基準の発効をもって失効する。